

令和5年度 神奈川県「心の輪を広げる障害者理解促進事業募集要領」

1 主催 神奈川県・内閣府

2 募集内容

心のふれあい体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」及び12月3日から9日までの障害者週間を一般県民に周知するための「障害者週間のポスター」を募集する。

(1) 心の輪を広げる体験作文

- ア テーマ 出会い、ふれあい、心の輪
ー障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げようー
- イ 題名 自由
- ウ 内容 障がいのある人とない人との心のふれあい体験をつづったもの
- エ 部門 小学生部門、中学生部門、高校生部門及び一般県民部門の4部門

(2) 障害者週間のポスター

- ア テーマ 障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現
- イ 内容 障がい者に対する理解の促進に資するものとし、障がいのある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるもの
- ウ 部門 小学生部門及び中学生部門の2部門

3 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

神奈川県内(横浜市、川崎市及び相模原市を除く。)に在住する小学生以上

(2) 障害者週間のポスター

神奈川県内(横浜市、川崎市及び相模原市を除く。)に在住する小学生及び中学生

※ (1)、(2)とも児童生徒については、横浜市、川崎市、相模原市又は県外に在住であっても、通学している学校所在地が当該3市以外の神奈川県内である方は応募可能です。

4 応募方法 (審査基準になりますので、必ず守ってください。)

(1) 心の輪を広げる体験作文

- ア 応募用紙 400字詰め原稿用紙(B4判またはA4判横向き・縦書き)
- イ 字数 小学生部門及び中学生部門 2～4枚程度
高校生部門及び一般県民部門 4～6枚程度
- ウ パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙はアに準ずるものとする。
- エ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと

(2) 障害者週間のポスター

- ア 規格 画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)または四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付する。作品は縦向き(縦長)での作成とする。
- イ 彩色画材 自由
- ウ 作品中に標語及びそれに類する文字は入れないものとする。
- エ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと

※ (1)、(2)とも応募は、未発表の作品1編(点)に限る。

※ 応募様式は次からダウンロード可能

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/kokoronowa.html>

※ ポスターは送付の際、折らないでください。

5 募集期間

令和5年7月3日（月）から令和5年9月6日（水）（必着）

6 応募先・問合せ先

①応募作品と②応募用紙（様式1又は様式2）に必要事項を記入の上、次のあて先に送付する。

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部
障害福祉課 調整グループ
電話番号：（045）210-4703
ファクシミリ番号：（045）201-2051

7 審査・発表・表彰

- （1）県において審査の上、各部門の最優秀賞1点を選定する。また、その他優秀な作品がある場合には、全部門の中から特別賞1点を選定する。
- （2）最優秀賞及び特別賞の受賞者に対し、県から賞状及び副賞を贈呈する。
- （3）県障害福祉課のホームページで最優秀賞及び特別賞の作品を公開する。
- （4）最優秀賞の作品を、県推薦作品として内閣府に推薦する。内閣府において全国審査を行い、各部門の最優秀賞、優秀賞、佳作を選定する。最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣又は担当大臣からの賞状及び表彰楯が、佳作受賞者に対しては表彰楯が贈られる。

8 応募作品について

- （1）応募作品は、県障害福祉課が「障害者週間」記念行事等で啓発広報に使用する場合がある。
- （2）最優秀作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

9 個人情報の取扱いについて

応募用紙に記載された個人情報については、応募者への連絡のみに使用する。ただし、最優秀賞及び特別賞受賞者の氏名、学校名、学年又は年齢は、県のホームページや啓発行事における作品展示の際公表する。また、最優秀賞受賞者の氏名、学校名、学年は、内閣府が作成する作品集等に掲載される。

10 その他

その他、本募集要領に取り決めのないことについては、内閣府の「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」による。